

## 私立園分園整備運営条件について

私立園分園（以下「分園」という。）の整備運営条件は以下のとおりとする。

### 1. 運営の基本条件

(1) 分園の整備・運営を行う事業者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）（以下「法」という。）第39条及び第39条の2に規定する保育事業を、奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及びその他関係法令を遵守して適正に運営できる法人であり、令和8年4月1日現在で、生駒市内で認可保育所、幼保連携型認定こども園のいずれかを運営していること。

### (2) 法令の遵守

分園の整備・運営を行う事業者は、法その他関係法令（以下「法令等」という。）、奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例、生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例並びに関係通知等を遵守するとともに、保育所保育指針若しくは幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき保育を実施すること。

また、本市及び当該幼稚園との連携・協力のもと、保育の質の確保及び向上に努めるとともに、さらに、保育の実施にあたっては、本園策定の全体的な計画を、適切に実施すること。

### (3) 運営主体

整備運営事業者自らが運営すること。

### (4) 施設整備及び運営期間

①整備期間：令和9年度中に3（5）で指定する教室等改修工事に着手し、同年度中に完了したうえで、令和10年4月開園するものとする。

②運営期間：分園開園から少なくとも5年間は継続して運営すること。

### (5) なばた幼稚園との円滑な連携

整備運営事業者は、本市及びなばた幼稚園と提案内容について十分な協議を行い、支障なく開園・運営し、なばた幼稚園とも円滑な連携をすること。

### 2. 整備運営事業者が実施する業務

①分園の整備・管理・運営

②「延長保育の実施について」（令和6年4月1日こ成保0401第225号通知）に規定する延長保育事業

③法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業

④その他、整備運営事業者が提案し、協議のうえ本市が認めた事業

### 3 分園の整備について

#### (1) なばた幼稚園の運営について

なばた幼稚園は、分園整備後も本市が継続して運営を行う。

#### (2) 施設整備の基本的な考え方

自分らしく遊び、学び、生きるための保育の充実のため、施設整備は安全性を第一とすることに加え、園児と教職員が居心地よくリラックスできる空間を整備する。また、園児一人ひとりの成長のために必要な保育室・設備を確保する。

①安心・安全に利用できる施設として全ての園児の遊びや生活におけるリスクに配慮し、見通しをよくし、死角のない施設とする。

②園児・保護者にとって魅力ある施設とし、園児の自立心や好奇心を育むことができる施設とする。

③なばた幼稚園との動線分離を意識し、保護者送迎・給食搬入等の安全を確保した施設とする。

#### (3) 園庭の使用に関する安全対策

なばた幼稚園の園庭を共用するにあたっては、幼稚園児と分園児の年齢や発達段階の違いによる交錯事故等を防止するため、両者の活動エリアを分ける簡易的な仕切りを設けること。なお、この仕切りは、災害等の緊急時に保育者が速やかに取り外し、避難等の妨げにならない構造・仕様とすること。また、仕切りの設置にあたっては、事前に本市およびなばた幼稚園と協議の上、双方合意のもと設置すること。当該仕切りの設置に係る費用は、整備運営事業者の負担とする。

#### (4) 整備用地

分園の整備用地の概要は次のとおり。

住所	奈良県生駒市東生駒月見町207-25	
用途地域	第一種中高層住居専用地域（建蔽率60／容積率200）	
区域区分	市街化区域	
防火地域	建築基準法第22条指定区域内	
敷地面積	5,180.00㎡	
敷地の内訳	なばた幼稚園用地	面積：5,180.00㎡
	現なばた幼稚園園舎	建築面積：977.89㎡
		延床面積：1,348.80㎡

使用可能範囲	別紙図面のとおりに
--------	-----------

#### (5) 用地等の貸付について

なばた幼稚園については、分園整備後も本市が継続して保育を行うため、整備運営事業者が当該分園を整備する教室等使用可能範囲については本市で指定する。なお、使用料は無償とする。その他通路・電気、水道、ガス等の使用については、実施要領及び「【別紙1】私立園分園整備運営条件について」に基づき整備運営事業者選定後、協議の上決定する。

#### (6) 園舎等の整備及び駐車場の確保について

- ①園舎改修、屋外施設、外構その他分園の運営に必要な施設等整備に係る手続・費用は、整備運営事業者が負担すること。
- ②分園の運営に必要な台数の駐車場は、なばた幼稚園の敷地外に整備運営事業者が確保すること。なお、近隣には令和8年度本市が壱分幼稚園保護者用駐車場として確保している駐車場があり、令和9年度以降は利用予定がないことから、整備運営事業者の負担において地権者と使用協議を行うことは可能である。
- ③緊急時の対応等を想定し、本市においてなばた幼稚園敷地内に管理職員用車両として1台分の駐車スペースを別途確保する。
- ④なばた幼稚園の図面は、実施要領配布期間中に本市に申し出ること（データ・紙媒体共に可）。

#### (7) 施設整備時の配慮等について

整備運営事業者は、分園の整備にあたり、なばた幼稚園及び近隣への騒音・交通対策等の環境面に配慮するとともに、苦情等に対しては整備運営事業者の責任において誠意を持って対応すること。また、必要に応じて工事等に関する説明会を開催し、地域住民からの理解を得ることとする。

#### (8) 既存備品等について

施設に付属している備品（エアコン等）について、教室等と一体のものとして整備運営事業者が継続して利用するものとする。

#### (9) 施設整備に係る補助金について

保育対策総合支援事業費補助金 - 保育環境改善等事業の分園推進事業が想定される。

### 4. 分園の収容人数

次の収容人数を目安に、整備運営事業者が提案し、本市と協議のうえ設定すること。提案にあたっては、在園児の進級が可能となるよう考慮すること。

認可定員及び利用定員は、別途関係機関と協議のうえ決定する。

収容人数	3号認定	2歳児	10名程度	計 20名程度
		1歳児	10名程度	

ただし、1歳児及び2歳児の定員設定について、運営方針に配慮した調整は可能とする。

## 5. 職員配置

### (1) 管理職員について

1名以上を配置するように努める。

### (2) 職員の配置について

保育教諭の職員数は、区分ごとに計算した員数（区分ごとに小数点第1位を切り上げた数）及び必要数の合計人数以上とすること。

園児の区分	配置基準
2歳児クラス	6人につき職員1名
1歳児クラス	6人につき職員1名
障がい児加配保育士	加配として必要な職員数
その他	延長保育等実施に必要な職員数

※令和6年5月1日配置基準参照。その後配置基準等に変更があった場合はそれに適合すること。

### (3) その他の人員を必要に応じて配置すること。

## 6. 分園の運営

### (1) 施設運営の基本的な考え方

生駒市立幼稚園・保育園・こども園教育・保育カリキュラム（令和6年4月改定）に基づき、私立園の本園でこれまで培ってきた保育内容を継続するとともに、地域や小学校等との連携や障がい等により支援が必要な園児の受入れなど、引き続き積極的に取り組む。また、県や本市が主催する職員研修などに積極的に参加し、安心・安全に配慮した保育の質の向上を図る。

- ① 食育の推進やアレルギー対策等、衛生・健康に配慮した運営を実施する。
- ② 発達過程に考慮し、保護者が児童の成長が感じ取れる運営を実施する。
- ③ なばた幼稚園、地域、周辺保育施設等との連携を図り、園児の集団性や協同性などの育ちにつなぐ保育を実施する。

④ 整備運営事業者がこれまでの経験を活かした特色ある運営の実施に努め、保護者ニーズの多様性に配慮した保育を提供する。

(2) なばた幼稚園との連携・共存共栄への協力

既存のなばた幼稚園が今後も地域で持続的に存続・発展していくために、整備運営事業者はその一助となる具体的な連携案や協力体制を提案し、実施に努めること。

(3) 入所する児童について

児童の入所判定については、他の私立保育所等と同様に本市が実施する。なお、児童の障がい等を理由に入所拒否をしてはならない。

(4) 関係機関との連携等

①市内の就学前施設と円滑な連携を図る。

②支援を必要とする園児・保護者への対応については、本市担当部局やその他関係機関との連携を図りながら支援を行う。

(5) 避難計画等について

避難経路・計画・訓練については、合同開催も視野に入れ、なばた幼稚園と十分協議のうえ、作成・実施するものとする。

(6) その他の事項

①安定的・継続的な運営を図るため、常に教育・保育内容の向上に努めること。

②苦情解決責任者を置く等、苦情解決処理の仕組みを整備すること。

③施設の適切な管理・運営に努めるとともに、地域住民と良好な関係を保つこと。

また、地域等と連携し、行事等の相互協力を努めること。

## 7. 給食について

(1) 分園においては、自園調理等による完全給食の提供を必須とする。

(2) 調理業務を委託する場合は、「保育所における調理業務の委託について（平成10年2月18日 児発第86号厚生省家庭局長通知）」を遵守する。なお、「保育所分園の設置運営について（平成10年4月9日児発第302号厚生省児童家庭局長通知）」若しくは「幼保連携型認定こども園において新たに分園を設置する場合の取扱いについて（平成28年8月8日府子本第555号・28文科初第682号・雇児発0808第1号）」に基づく本園からの搬入は可能とする。

- (3) (1) (2) のどちらについても、大量調理施設衛生管理マニュアル（平成9年3月24日衛食第85号）に基づいて行うこと。
- (4) 必要な栄養量を含有する給食を、安心・安全に提供すること。
- (5) 離乳食、アレルギー児に対する給食（代替食・除去食）、宗教食等個々に配慮した「食」の提供を行うこと。なお、食物アレルギー対応については、厚生労働省「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に準拠した取り扱いを行うこと。
- (6) 給食の提供に必要な設備、備品等については、整備運営事業者において整備すること。
- (7) 地産地消の取組や安心・安全な食材を確保し、園児や保護者に対し、給食に関する情報の提供を行うこと。
- (8) 園児の年齢や成長に応じた食育計画を策定し、食育の推進を図ること。
- (9) なばた幼稚園の園運営に支障がないように搬入ルート及び方法を設定すること。

## 8. その他

### (1) 保護者説明会等

- ①本市が開催する保護者説明会等への出席の要請があれば、整備運営事業者として責任をもって対応できる者を出席させること。
- ②保護者や地域等から説明会開催の要望があった場合は、誠意をもって対応すること。

### (2) 市議会の承認について

私立園分園整備運営事業に際して、必要な条例改正・予算執行等について、生駒市市議会における議決が必要な場合がある。仮に市議会の承認が得られない場合は、事務を停止する場合がある。

### (3) 保険

整備運営事業者は、分園の管理・運営業務を行うにあたり、整備運営事業者の負担において必要な保険に加入するものとする。

### (4) 損害等

- ①分園の管理・運営業務を行うにあたり、整備運営事業者が生じた損害は、本市の責めに帰する理由による場合を除き、整備運営事業者の負担とする。
- ②分園の管理・運営業務を行うにあたり、整備運営事業者が第三者に及ぼした損害は、本市の責めに帰する理由による場合を除き、整備運営事業者の負担においてその賠償を行うものとする。

(5) 安全・危機管理体制の整備

整備運営事業者は、法令等に基づき、職員の防災教育や災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導體制の確立、各種マニュアルの整備など、災害・事故への対策を行い、総合的な安全・危機管理体制を整備すること。

(6) 整備運営事業者は、分園の運営について、やむを得ない事情により事業を廃止しようとするときは、本市と協議すること。

(7) 上記(6)の規定若しくはその他の事情により分園の運営ができなくなった場合は、保育室等を整備運営事業者の負担と責任において原状に回復したうえ、本市に返還しなければならない。ただし、本市が原状に回復する必要がないと認めるときは、本市の指示に従うことを条件に、現状のまま返還することができることとし、建築物等が存在する場合は、本市に帰属するものとする。

(8) この運営条件に定めのない事項については、本市と整備運営事業者が協議し定める。